令和　８年（ヌ）第　　１号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
松江地方裁判所浜田支部
裁判所書記官　角　森　孝　雄

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１１日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時	令和　８年１２月１７日　午後　１時１０分
	場　所	松江地方裁判所浜田支部売却場
売却決定期日	日　時	令和　９年　１月１３日　午後　３時００分
	場　所	松江地方裁判所浜田支部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月１８日　午後　３時３０分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	630,000 504,000	一括	126,000	18,713	0
1	80,000				
2	50,000				
3	500,000				
備考	初回（評価書）				

令和　8年（ヌ）第　　1号

物　件　目　録

1　所　　在　　益田市白上町

　　地　　番　　ロ１６８番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９．８３平方メートル

　　(現況)

　　地　　積　　約５７平方メートル

2　所　　在　　益田市白上町

　　地　　番　　ロ１７０番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１１．５７平方メートル

　　(現況)

　　地　　積　　約３８平方メートル

3　所　　在　　益田市白上町　ロ１６８番地２、ロ１７０番地３

　　家屋　番号　　ロ１６８番２

　　種　　類　　居宅・店舗

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　６６．３８平方メートル
　　２階　４８．６４平方メートル

令和　8年（ヌ）第　　1号

物　件　明　細　書

令和　8年10月　2日
松江地方裁判所浜田支部
裁判所書記官　角　森　孝　雄

1　不動産の表示
【物件番号1～3】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号3】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
【物件番号1，2】
南側県道との境界が不明確である。

【物件番号1～3】
土地及び建物の下に現在使用されていない水路が存在する。

【物件番号2】
南側県道下に水路が存在する。同水路が物件2の下に含まれるか不明確である。

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物　件　目　録

１　所　　在　　益田市白上町

　　地　　番　　ロ１６８番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１９．８３平方メートル

　　（現況）

　　地　　積　　約５７平方メートル

２　所　　在　　益田市白上町

　　地　　番　　ロ１７０番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１１．５７平方メートル

　　（現況）

　　地　　積　　約３８平方メートル

３　所　　在　　益田市白上町　ロ１６８番地２、ロ１７０番地３

　　家屋　番号　　ロ１６８番２

　　種　　類　　居宅・店舗

　　構　　造　　木造瓦葺２階建

　　床　面　積　　１階　６６．３８平方メートル
　　２階　４８．６４平方メートル

令和８年(ヌ)第　　１号
令和８年　６月１１日受理
令和８年　８月３１日提出

現況調査報告書

写

松江地方裁判所浜田支部
執行官　澤　江　　学

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ヌ）第　　１号

物　件　目　録

１　所　　在　　益田市白上町
　　地　　番　　ロ１６８番２
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　１９．８３平方メートル

２　所　　在　　益田市白上町
　　地　　番　　ロ１７０番３
　　地　　目　　宅地
　　地　　積　　１１．５７平方メートル

３　所　　在　　益田市白上町　ロ１６８番地２、ロ１７０番地３
　　家屋　番号　　ロ１６８番２
　　種　　類　　居宅・店舗
　　構　　造　　木造瓦葺２階建
　　床　面　積　　１階　６６．３８平方メートル
　　２階　４８．６４平方メートル

（１枚目）

（土地・建物用）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	益田市白上町ロ１６８番地２　（住居表示　□あり　■なし）
土地	物件　１、２
現況地目	■宅地（物件１、２）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図（地図）のとおり　□地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者（A）　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し，占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	■現地の各土地の面積は公簿よりかなり大きく、境界の不明確な点もあり概算であるが、物件１土地は約５７㎡、物件２土地は約３８㎡（合計約９５㎡）とみられる。
建物	物件　３
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（A）　□その他の者 上記の者が本建物を　居宅　として占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	□ない ■ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■A （債務者兼所有者）	本件建物に住んでいます。 ２０年前くらい、瓦が飛んで、２階の神棚付近の壁にも雨漏りがありました。これは自分で修繕しました。東側の１，２階の窓から吹き込みのためか、雨漏りがありました。今は、雨漏りはありません。 部屋の中に燕が巣を作っていますが、窓を開けて自由に出入りさせています。 本件建物には集配用の郵便ポストがあります。昔、商店をしていたためです。以前は使用料がありましたが、現在は無償です。郵便局に撤去を求めれば撤去してくれるそうです。 本件土地・建物の下には昔から２つの水路があります。私はこの水路の上に建っていた前の家を買い、現在の家に建替えました。 この時、土地建物位置関係図の水路Ｃは家の下を通っており、この水路を埋め立てることはできないか当時の水利組合に相談しましたがだめでした。それで、水路Ｃを残したまま建築したため、基礎工事には倍くらいの費用がかかりました。 その後、近隣の圃場整備がされ、水路Ｃは使われなくなり、現在水路Ｂと交わる部分で水が流れないよう止めてあります。ただ、水路Ｃの途中から、隣地の集会所からの排水がここを通るようになっています。 水路Ｂも昔からある水路で、現在も水が流れています。本件建物は水路Ｂのぎりぎりに建てていますが、水路Ｂは昔はもっと道路側方向に幅広い水路でした。本件土地と県道との境界は私もはっきりわかりませんが、アスファルト部分とコンクリートを敷いた部分が境界ではないかと思っています。
益田市農林水産課 益田市土地改良区 各担当者	本件土地上の水路については、いずれも当方では、管理、把握はしておらず、わかりません。
島根県益田県土木 整備事務所　担当者	水路について、概ね水路Ａにあたる県道下の暗渠となる部分は、県の管理する水路になります。しかし、概ね水路Ｂにあたる部分は、県道には含まれないと思われます。この部分は、本件土地内の私有地内水路であるか、国の水路（公図上本件土地に接して「水」がある。）のどちらかと思われますが、はっきりわかりません。 県道と本件土地の境界も現時点では明確にはわかりません。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

（占有等）
前述の通りである。

（物件）
本件土地の公図は地図に準ずる図面で、地積測量図もなく、本件土地の形状等は不明である。しかし、法務局備置きの建物図面には、本件建物と土地の形状が示されており、現地と概ね一致していたので、それを基に土地建物位置関係図を作成した。

本件土地及び本件建物の下には南北に走る水路Ｃが存した。また、本件建物の南側に接して、水路Ｂが存した。いずれも、幅約７０ｃｍ前後の水路である。
公図では、物件１、２土地の横に「水」の表示があり、法定外公共物たる水路の可能性があったが、明確にはわからない。
益田市農林水産課、同土地改良区に照会したところ、本件土地内に把握している水路は存しないとの回答であった。
これらから、水路Ｃは現に使われていないこともあり、私有地に残った工作物となるのではないかと推測される。なお、物件１、２土地は、水路Ｃにより分けられた土地と推測されるが、水路Ｃが、物件１、２土地のどちらに属するかはわからない。
水路Ａは、県道下の暗渠部分につき、県が管理する水路となる。
水路Ｂは、物件２土地に含まれるのか、国の水路となるのか不明である。
物件１、２土地の南側の県道との境界は明確ではない。

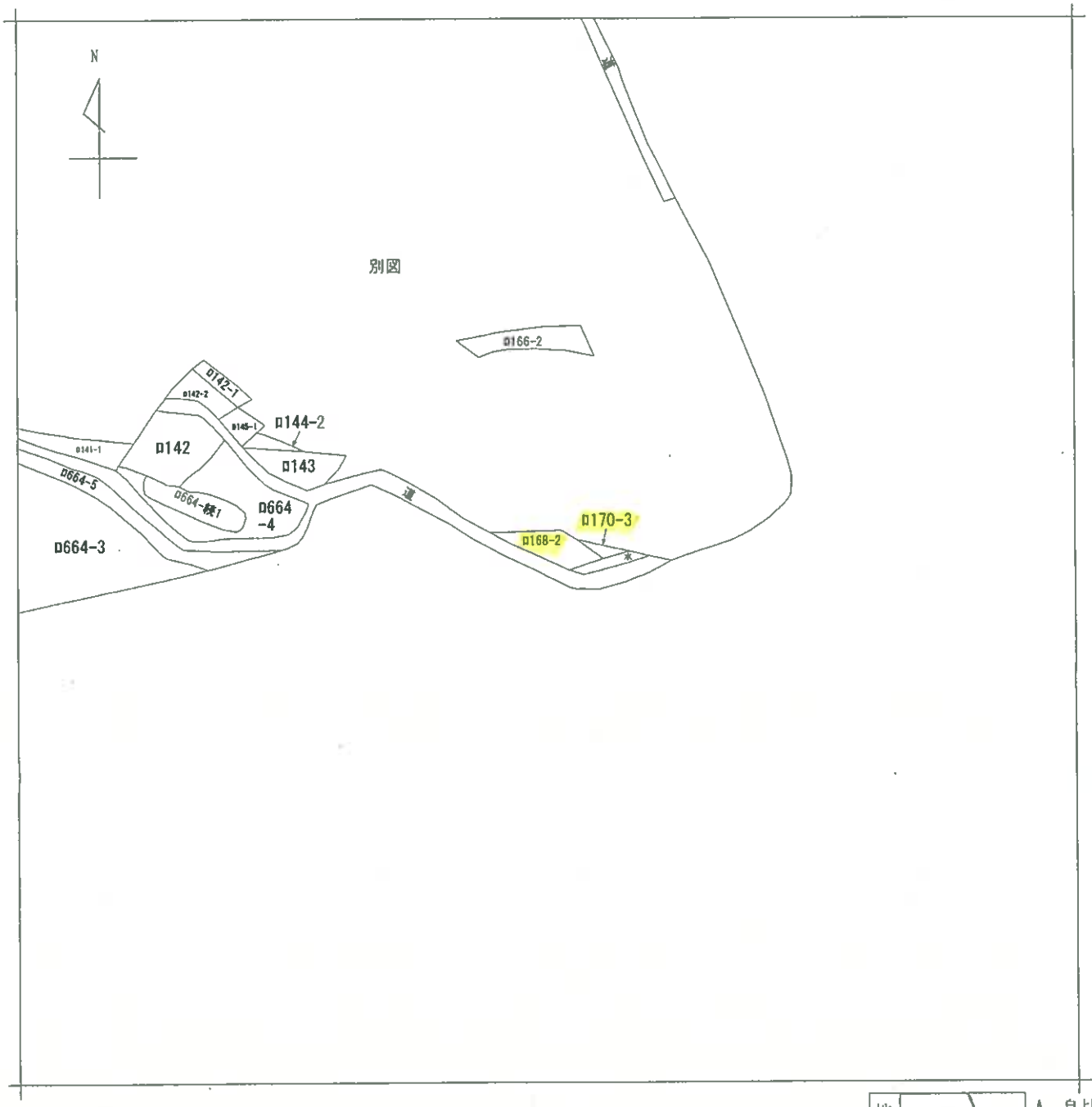
（接道）
本件土地は、幅員約１０ｍの県道、幅員約４．５ｍの市道、幅員約０．８ｍの里道に囲まれている。

（注釈）
本報告書は、あくまでも現況調査時に関係人等から得た情報に基づいて作成したものであり、本件物件の形状、境界、瑕疵、その他の権利関係を確定させるものではない。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所	調査の方法等
R8年6月17日(水) 11:10 ～11:45	松江地方法務局	登記簿謄本，公図，建物図面等交付申請
同 日 12:55 ～13:45	物件所在地(1)	物件調査，占有調査，計測，写真撮影，面談
R8年7月16日(木) 14:45 ～15:15	物件所在地(2)	物件調査，占有調査，計測，写真撮影，評価人同行，面談
R8年7月21日(火)	執行官室	益田市役所に援助申請送付(〒110円)
R8年8月4日(火) 16:55 ～17:05	執行官室	電話(農林水産課)
R8年8月12日(水) 10:20 ～10:35	物件所在地(3)	物件調査，占有調査，計測，写真撮影，評価人同行，面談
同 日 11:35 ～11:40	携帯	電話(益田市産業経済部土地改良区)
R8年8月27日(木) 14:00 ～14:05	執行官室	電話(益田県土整備事務所)
(特記事項)		





A　白上町

請求部分	所　在	益田市白上町				地　番	□168番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治22年3月			備付年月日（原図）	昭和57年2月25日			補記事項	

縮小約７０％
（Ａ３→Ａ４に縮小）

請求番号：5-1
(1/1)

（６枚目）

公用

公用

登記年月日：昭和53年3月30日

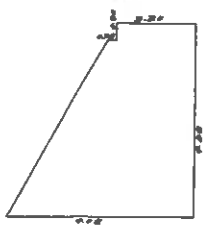
0343266　　各階平面図

建物図面 各階平面図

家屋番号	ロ１６８番２
建物の所在	益田市白上町ロ１６８番地２　ロ１７０番地３

Ⓢ H53年3月30日登記

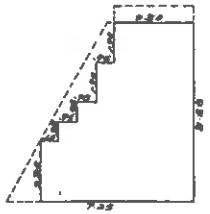
1階



床面積

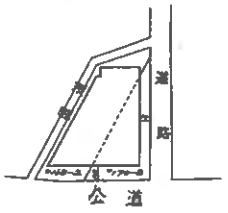
3.90 × 0.80 = 3.04
(4.5+4.05) × 8.55 × 1/2 = 43.34
46.38㎡

2階



床面積

3.90 × 1.90 = 7.2210
4.75 × 1.90 = 9.0250
5.70 × .95 = 5.4150
6.45 × .95 = 6.1275
7.25 × 2.85 = 20.6625
48.64㎡



作製者	土地家屋調査士 [redacted] 昭和53年 3 月28日作製	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（日本土地家屋調査士会連合会用紙）

（日調連12）

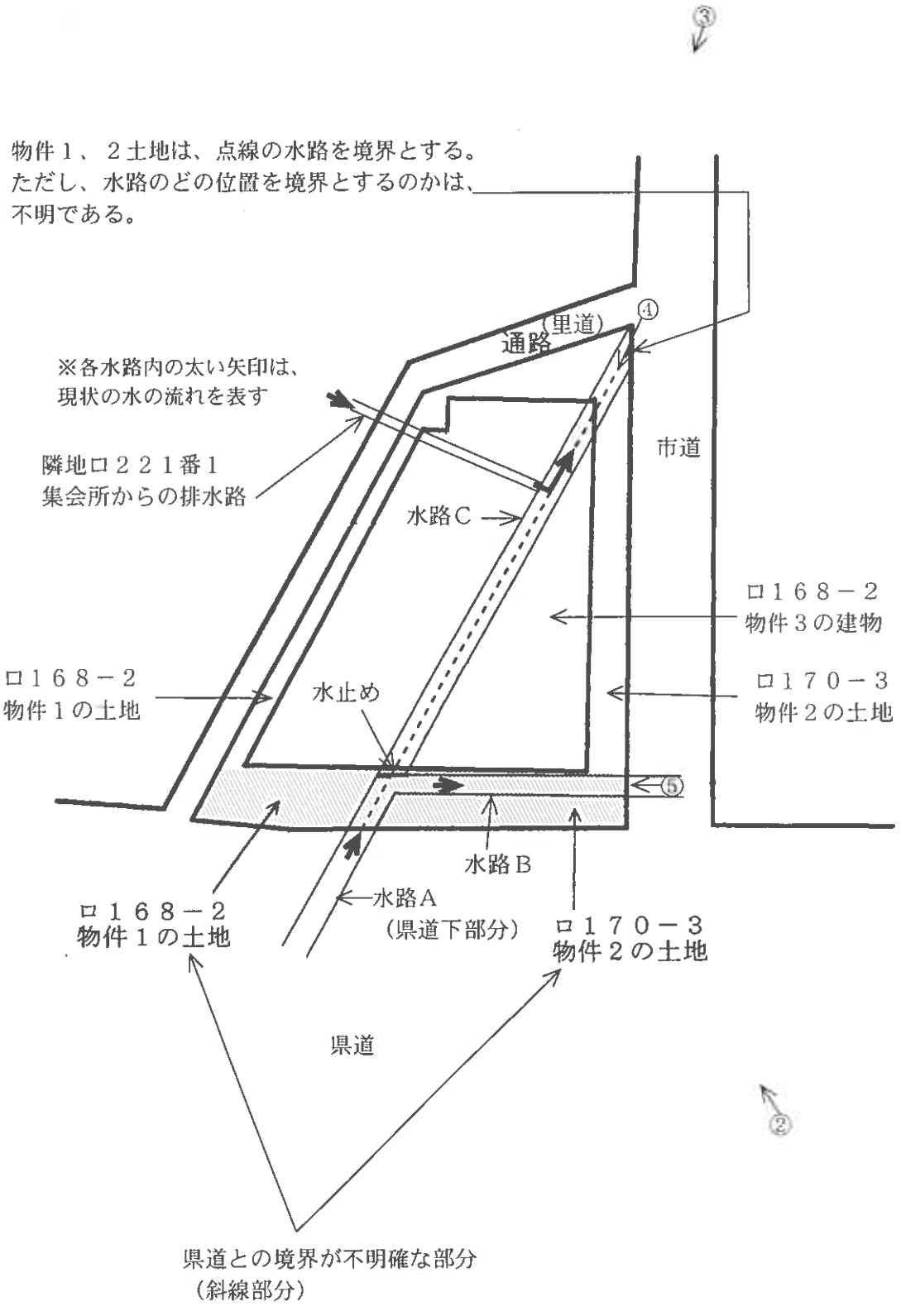
（7枚目）

縮小約70％（A3→A4に縮小）

請求番号：5-2

土地建物位置関係図（見取図）

本図は簡易な見取図であり，詳細な形状，配置等を表す図面ではありません。

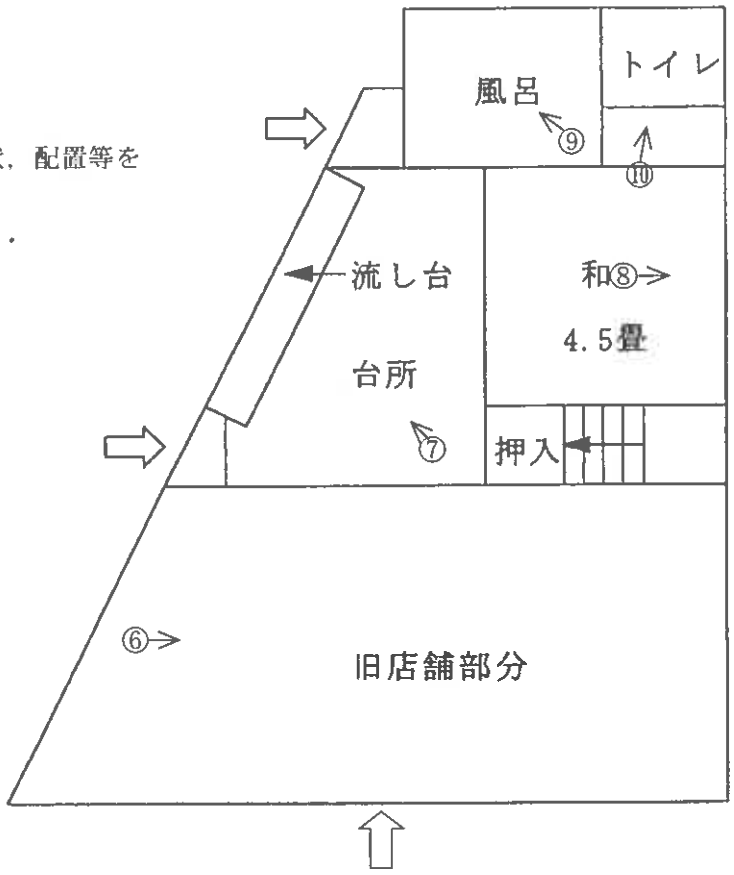


○＝ 写真撮影位置・写真番号

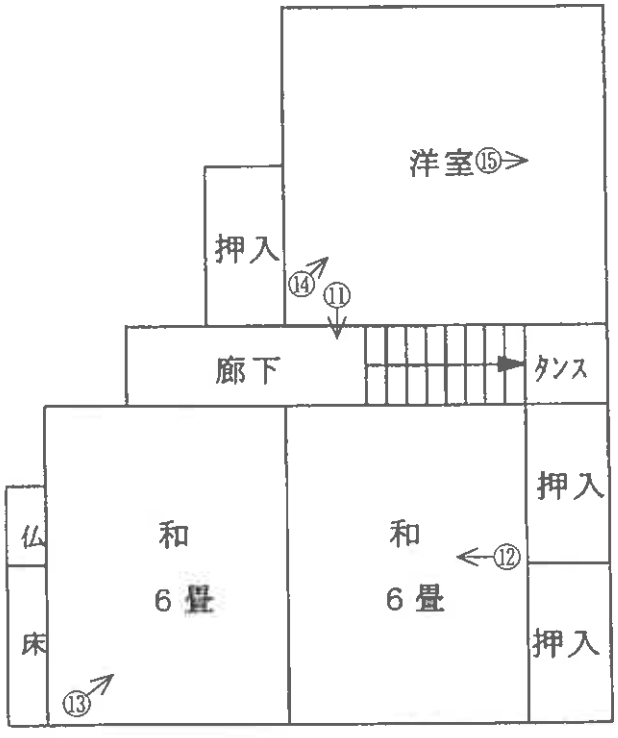
建　物　間　取　図（見取図）物件３

（１　階）

本図は簡易な見取図であり，詳細な形状，配置等を表す図面ではありません。



（２　階）



○＝写真番号，撮影位置

写真1


本件建物
隣家
（集会所）
里道
物件1土地
物件2土地
県道

写真2


本件建物
物件1土地
物件2土地
県道
市道

写真3


本件建物
県道
物件2土地
市道
水路C
物件1土地
里道
隣家
（集会所）

写真4

水路C



写真5

水路A（矢印部分）



写真6



写真7



写真8

雨漏りの痕と燕の巣



写真9



写真10



写真11

床が落ちている(
矢印部分)



写真12



写真13



写真14



写真15

雨漏りの痕



令和8年（ヌ）第1号
令和8年7月16日　　現地調査
令和8年8月31日　　評　価

競第　　515号

松江地方裁判所浜田支部　御中

評　価　書

評価人　不動産鑑定士

大畑裕治　　印

第1　評価額

一　括　価　格	
金　630,000円	
内　訳　価　格	
物件1(土地)	金　80,000円
物件2(土地)	金　50,000円
物件3(建物)	金　500,000円

①　一括価格は、物件1・2・3の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
②内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
③物件1・2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件３の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2　評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在	益田市白上町	
	地番	ロ168番2	
	地目	宅地	
	地積	19.83㎡	概測　57㎡
2	所在	益田市白上町	
	地番	ロ170番3	
	地目	宅地	
	地積	11.57㎡	概測　38㎡
3	所在	益田市白上町ロ168番地2、ロ170番地3	
	家屋番号	ロ168番2	
	種類	居宅・店舗	同左
	構造	木造瓦葺2階建	
	床面積	1階　66.38㎡	
		2階　48.64㎡	

番号	特記事項
1・2	物件1・物件2及び県道との各々の境界は判然としない。また、物件1・2それぞれ縄延びが認められるので、建物図面を基に各物件を机上計測した上記概測数量を評価数量とした。
1・2	物件1・物件2の境界付近及び物件2と県道の境界付近に現況水路が存する。

第4　目的物件の位置・環境等

1　土地の概況及び利用状況等（物件1・2）

位　置　・　交　通	JR山陰本線「益田」駅の南西方・道路距離約7.1km 最寄バス停「松原」の至近 （別添「位置図」参照）	
付　近　の　状　況	郊外の農家住宅・一般住宅が点在する住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	都市計画区域外 － － － － －
画　地　条　件	物件1・2一体 地積(概測)　95㎡ 形状　不整形地 間口奥行　間口約11m、奥行約11m 地勢　平坦地	
接面道路の状況	道路種類：　南東側幅員約10m舗装県道（益田阿武線） 北側幅員約4.5m舗装市道（松原西線） 西側幅員約0.8m舗装里道 高低差：　等高 接面関係：　四方路地	
土地の利用状況等	現状は物件3の建物の敷地となっている。 隣地は集会所等 発令外建物：ない	
供給処理施設	上水道　：　あり ガス配管　：　なし（プロパン） 下水道　：　なし（汲み取り） （注）供給処理施設における「あり」とは前面道路に本管があり、かつ敷地内まで引き込まれている状態であることをいう。「なし」とはそれ以外の場合をいう。	
特　記　事　項	1．益田市教育委員会によると、周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 2．島根県益田保健所への聴聞によると、水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設に該当しないとの回答を得たが、土壌汚染について詳細な調査未了のため、買主負担で別途専門家による調査が必要となる場合があることに留意すること。 3．対象地内に存する現況水路の明確な確認・確定資料がなく位置関係については判然としない。また益田市土木部及び土地改良区への聴聞によると、水路の所有は益田市・土地改良区ではなく土地所有者の可能性が高く、管理の詳細は不明であるとのこと。	

2 建物の概況及び利用状況(物件3)

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載): 昭和53年3月20日 新築 経過年数: 48 年 経済的残存耐用年数 : 1 年
仕　　様	構 造 : 木造 屋 根 : 瓦葺 外 壁 : 吹付材等 内 壁 : 板張等 天 井 : ボード張等 床 : セメント・ビニールシート貼・畳等
床面積(現況)	1階: 66.38㎡ 2階: 48.64㎡ 延床面積: 115.02㎡
現況用途等	現況用途 : 店舗(閉店)・居宅 間取り : 現況調査報告書添付の「建物間取図」のとおり。
品　　等	劣る
保守管理の状態	相当劣る
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特記事項	1. 所々に床の撓み、雨漏り跡、損傷が認められる。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 建付地価格(物件1・2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格(円/㎡) ア	個別格差 イ	地積(㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	7,720	0.82	57.00	1.00	360,000
2	7,720	0.82	38.00	1.00	240,000
				合計	600,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

公示価格等からの規準価格を参考に周辺取引事例等を検討のうえ標準画地価格を査定。

基準地 益田(県)－5

公示価格等 a	時点修正 b	標準化補正 c	地域格差 d	規準価格 a×b×c×d≒ア
21,500円／㎡	97/100	100/100	100/270	7,720円／㎡

◇時点修正: 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇標準化補正: ない
◇地域格差: 交通、環境条件格差等を考慮した。

イ 個別格差:

物件	1・2一体地
四方路地	1.02
水路部分を含む	0.83
形状	0.97
相乗積	0.82

ウ 地積: 概測数量による。

エ 建付減価: 建物と敷地との適応の状態、建物の老朽化の程度等を総合的に考慮した。

② 建物価格(物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格 (円) ア×イ×ウ
3	160,000	115.02	0.05	920,000

ウ 現価率:

現価率=〔残価率+(1-残価率)×(経済的残存耐用年数÷経済的全耐用年数)〕×(100%-観察減価)

物件	経過年数 a	経済的残存耐用年数 b	経済的全耐用年数 a+b	残価率	観察減価	現価率
3	48 年	1 年	49 年	5 %	30 %	0.05

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円）ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円）ア×イ
1	360,000	0.45	法定地上権	160,000
2	240,000	0.45	法定地上権	110,000
			合計	270,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権（割合45％）と判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円）ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円）イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円）（アエイ）×ウ×エ×オ
1	360,000	－ 160,000		0.70	0.60	80,000
2	240,000	－ 110,000		0.70	0.60	50,000
3	920,000	＋ 270,000	1.00	0.70	0.60	500,000
一括価格（合計）						630,000

ウ 占有減価修正： ない

エ 市場性修正： 対象地内に現況水路が介在していること等による市場性の減退が認められる。

オ 競売市場修正： 第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考量した。

第6 参考価格資料

1 基準地 益田(県)－5

所　　在:益田市須子町イ683番80

価　　格:21,500円／㎡

位　　置:益田駅 2.4km

価格時点:令和7年7月1日

地　　積:252㎡

供給処理施設:水道

接面道路:北西5m市道

用途指定等:非線引都市計画区域・第一種中高層住居専用地域(60／200)

地域の概要:中規模一般住宅が多い既成住宅地域

2 固定資産税評価額(令和8年度)

物件1	105,495	円	(1㎡当たり	5,320	円)
課税面積	19.83	㎡			
物件2	61,552	円	(1㎡当たり	5,320	円)
課税面積	11.57	㎡			
物件3	1,219,802	円	(1㎡当たり	10,605	円)
課税面積	115.02	㎡			

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

1　受命物件の位置図(縮尺1／50,000)

2　公図写し(法務局備付)

3　建物図面写し(法務局備付)

以上


基準地
対象不動産
1:50,000
所在位置略図



請求部分	所在	益田市白上町				地番	168番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治22年3月			備付年月日（原図）	昭和57年2月25日			補記事項	

A３をA４に縮小

請求番号：5-1
(1/1)

公用

公用

登記年月日：昭和53年3月30日

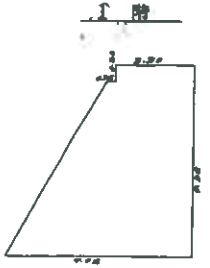
0343266　　各階平面図

建物図面
各階平面図

家屋番号	ロ１６８番２
建物の所在	益田市白上町ロ１６８番地２　ロ１７０番地３

Ⓢ H53年3月30日登記

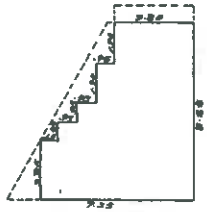
1階



床面積

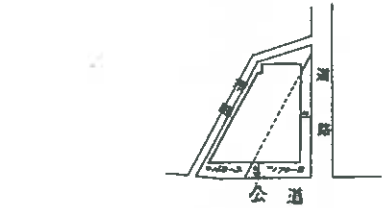
3.90 × 6.80 = 26.52
(4.5+8.05) × 2.85 × 1/2 = 17.34
43.86㎡

2階



床面積

3.90 × 1.90 = 7.2200
4.75 × 1.00 = 4.7500
5.70 × .95 = 5.4150
6.65 × .95 = 6.3175
7.25 × 2.85 = 20.6625
49.44㎡



（日本測地系12）

作製者 [redacted]　縮尺 1/250

申請人 [redacted]　縮尺 1/500

（世界測地系）

請求番号：5-2

A３をA４に縮小

12